スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

兵庫県伊丹市

自 治 体 名 ： 兵庫県伊丹市
担 当 課 名 ： 教育委員会事務局　未来教育プロジェクト　部活動地域展開チーム
電 話 番 号 ： 072-784-8156

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	25.00㎢
人口	200,489人 （令和7年11月30日住基）
公立中学校数	8校
公立中学校生徒数	5,076人
部活動数 （運動部活動のみ）	100部活
地域クラブ活動数	8クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

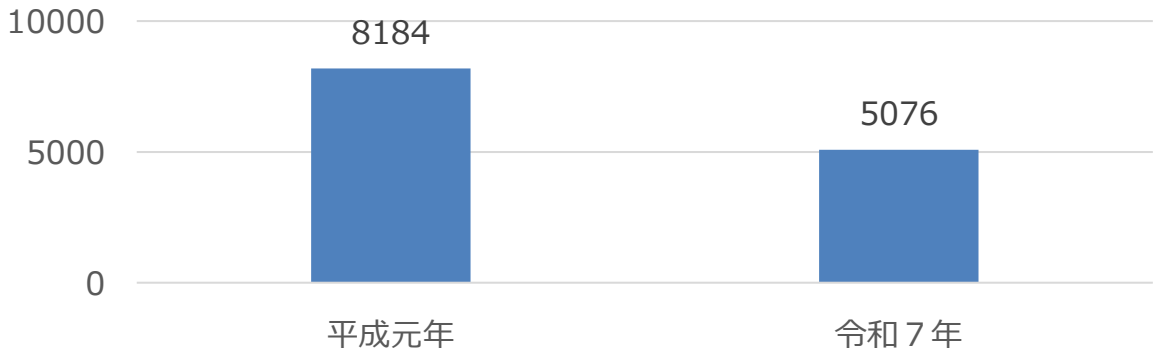
地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

伊丹市では8校の市立中学校に100の運動部活動があり、運動部の部活動加入率は61%である。少子化の進展による部員数の減少及び専門的な指導を行える教員の不足等により、全ての活動を今後維持していくことが難しくなっている。

中学生のスポーツ環境を持続可能な形で維持するために、令和5年度に「伊丹市中学校部活動の地域移行に係る基本方針」を策定し、関係者間で令和8年度中に、原則平日休日を問わず学校部活動を地域クラブ活動へ移行するという今後のスケジュールを共有した。

また、令和6年度には保護者に対して、全ての伊丹市立小・中学校で説明会を実施し、保護者理解の醸成を図った。また、兼職兼業の教員をはじめとして関係者で構成する種目別検討会を種目ごとに開催しながら、今後の地域クラブ活動のあり方について検討を進めている。

令和7年度は、本市の地域クラブを学校施設の使用の有無等の条件により、「登録」「届出」2つの地域クラブの分類を設け、それぞれについて担い手を広く地域に求め、公募を実施した。今後は、確保した地域クラブについて子どもたちが安心して参加できる実施体制の構築を進める。



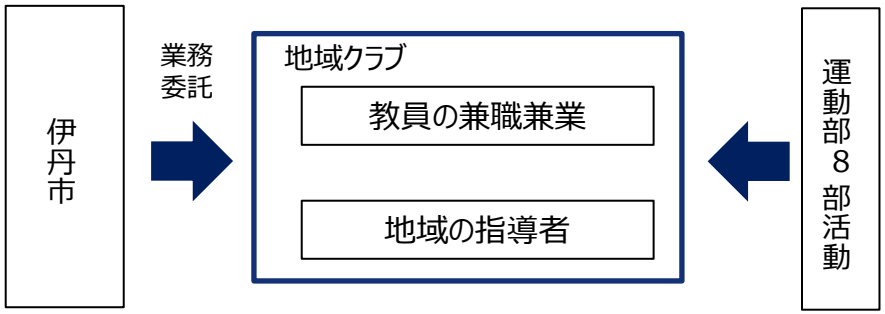
伊丹市の中学生数（学校基本調査）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



・ 伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会・種目別検討会における意見聴取
・ 必要なルール等整備

・ 地域クラブ活動の運営

・地域クラブ活動へ参加

●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（未来教育プロジェクト 部活動地域展開チーム）

・部活動地域展開に係る総合的な調整、ルール整備

・多様な地域クラブの担い手の確保 他

【未来教育プロジェクト 部活動地域展開チームの構成と市長部局との関係】

・ 関係課の主幹（課長級）が部活動地域展開チームを併任し、各所属の専門的な立場協力・助言

例）文化振興課長（文化部の担い手確保）、政策室主幹（アドバイザー）

【コーディネーターの役割】

・学校と地域クラブの調整役、元中学校長

・備品や学校施設使用に係る調整

年間の事業スケジュール

令和7年

5月

本市における地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制整備事業の開始

7月

伊丹市中学校部活動の地域展開に関する協議会①

本市における重点地域事業の開始

8月より

「地域クラブニュース」学校配布、SNSによる保護者意見徴取

9月

伊丹市中学校部活動の地域展開に関する協議会②

伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン改定

10月

登録地域クラブの公募開始

12月

本市における地域クラブ実施体制を市HPで公表

令和8年

1月

伊丹市中学校部活動の地域展開に関する協議会③

2月

実績報告等

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		5クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		5クラブ（8部活動）
	B：部活動にはない種目など、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	16人	全体の運営スタッフ数	5人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
伊丹柔道クラブ	任意団体（競技団体と連携）	柔道	・休日　1回	部活動時間帯	1年生　10人 2年生　10人 3年生　3人	令和7年5月17日から令和8年1月25日	12人	1人 （内、兼務1人）	なし	地域クラブとして参加
IJFA	任意団体	サッカー	・休日　1回	部活動時間帯	1年生　12人 2年生　12人 3年生　10人	令和7年5月17日から令和8年1月25日	2人	1人 （内、兼務1人）	なし	地域クラブとして参加
伊丹市バスケットボール協会	競技団体	バスケットボール	・休日　1回	部活動時間帯	1年生　44人 2年生　13人 3年生　32人	令和7年5月17日から令和8年1月25日	6人	1人	なし	地域クラブとして参加

2.実証内容と成果

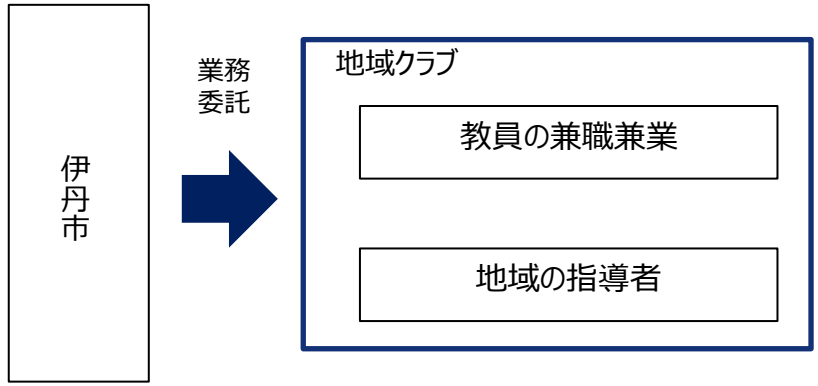
スポーツ庁

主な取組例

●伊丹柔道クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	柔道
運営団体名	伊丹柔道クラブ
期間と日数	令和7年5月17日から令和8年1月25日 週休日1日
指導者の主な属性	外部指導員の活用、兼職兼業教員
活動場所	伊丹市立北中学校、天王寺川中学校
主な移動手段	徒歩、自転車
1人あたりの参加会費等（年額）	なし
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



・ 必要なルール等整備、指導助言

・ 地域クラブ活動の運営

●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●自治体

役割：地域クラブの運営に必要なルール整備、指導助言

●統括責任者（代表者）

役割：代表者として地域クラブの責任を負い、事務を担当（教員の兼職兼業）

●指導者　1 名

役割：生徒に対する指導を行う（地域の指導者、外部指導員の活用）

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 「伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、関係団体・市関係部局との連絡・調整等を行った。
- 運動部・文化部の実証事業の取組に係る情報を関係者で共有した。
- 多様な地域クラブを広く地域に募るためのルール作りについて関係者から意見聴取した。
- 市のガイドラインを改定し、地域クラブを公募し、市HPに実施体制を公表した。

取組の成果

- 協議会において3回の本会を開催し、学識経験者、保護者、地域のスポーツ団体代表者、地域の文化芸術団体代表者、学校関係者、関係行政機関の職員等から様々な意見を聴取した。
- 市内全中学校にて各校1部活動を地域クラブ活動として実施した。
- 令和8年1月1日現在で、登録地域クラブ59活動、届出地域クラブ86活動の参画を得た。

今後の取組における課題

- 多様な地域クラブの参画を得た一方で、不適切行為の防止やコンプライアンス遵守、適正な学校施設使用を地域クラブに徹底していく必要がある。
- 生徒の活動ニーズに対応できるよう、地域クラブの新規参入を促進するとともに、活動種目や活動地域の偏在解消を図る必要がある。
- 地域クラブごとに活動内容や運営体制に差が生じないよう、指導助言や情報共有を通じて一定の質を担保する必要がある。

課題への対応方針

- 継続的な研修を実施し、地域クラブの運営者だけでなく、指導者や見守り等で活動に関わる全ての人材に対してルールを遵守した活動を求めていく。
- 市ホームページや関係団体等を通じて地域クラブ制度の周知を図るとともに、多様な団体の参入を促進し、生徒のニーズに応じた活動機会の確保に努める。
- 地域クラブの運営状況や課題を継続的に把握し、ガイドラインの運用・見直しを行うとともに、相談支援体制の整備を進め、安定的な活動環境の構築を図る。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

- 中学校校長経験者をコーディネーターとして配置した。
- 地域クラブの学校備品や施設使用、地域クラブの現地確認に係る学校との調整などを行った。
- 学校のセキュリティシステムの分離、駐輪スペースの確保、照明施設の設置等についての提案した。
- 学校行事などを考慮した、活動可能日について学校と調整した。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

- 参加者管理、会費徴収、参加者・保護者・指導者への連絡を一元化したアプリを活用し、地域クラブ運営の負担軽減を図った。
- 地域クラブからの各種相談や運営上の課題を把握し、関係者間で情報共有を行うことで、円滑なクラブ運営に向けた支援に取り組んだ。
- 地域クラブが円滑に活動できるよう、運営上の相談対応や助言を実施した。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

- 「伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン」により、地域クラブ活動で遵守すべき基本的事項を定めた。
- 「伊丹市登録地域クラブ標準マニュアル」の制定により、登録地域クラブが実際の活動において留意すべき事項、必要な手続きについて地域クラブに周知した。
- 「伊丹市学校施設使用マニュアル」により、地域クラブが学校施設を使用するにあたって、学校長と地域クラブの間で守るべき具体的事項について定めた。

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

- 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含め管理責任の主体については代表者が一義的に負うことを研修等で伝達するとともに、市のガイドライン等に明記した。
- 地域クラブがトラブル時に相談できる窓口を整備した。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- 部活動から移行した地域クラブに地域指導者を配置した。
- 指導者の質の確保に向け、指導者の登録手続きを定めた。
- 大学や企業との連携協定により人材確保の仕組みを整備した。
- 指導者を対象とした説明会を実施し、地域クラブ活動の趣旨や運営ルールの周知を行った。

今後の取組における課題

- 平日・休日それぞれの指導者の確保について検討する必要がある。
- 地域クラブ活動の担い手が多様化する中、指導理念や安全管理、ハラスメント防止等について共通理解を図る必要がある。
- 事故や熱中症、災害発生時の対応など、安全管理に関する知識・意識の向上を図る必要がある。

取組の成果

- 年度を通じて安定して指導者配置を実現した。
- 教員をはじめとして関係者が地域クラブの立ち上げにかかわるようになった。
- 大学との連携協定により、定期的・継続的に人材を紹介してもらえるようになった。
- 企業との連携により、企業のクラブチームの人材と兼職兼業教員が一体で指導にあたる地域クラブが設立された。

課題への対応方針

- 引き続き、地域クラブを広く公募する。
- 登録があった地域クラブの情報を発信するとともに、地域クラブで指導を希望する指導者とクラブのマッチングの仕組みを整える。
- 指導者を対象とした研修会や情報交換会を実施し、安全管理やハラスメント防止を含めた資質向上を図る。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

- 大阪音楽大学との学生指導者の紹介に係る連携協定を締結、大学で地域クラブで希望する学生の情報プラットホームを設立し、市教委から提供される地域クラブの指導者ニーズを伝えることで、継続的に指導者を紹介する仕組みを構築した。
- 住友電気工業株式会社と陸上競技の地域クラブ創設に係る連携協定を締結。地域クラブを統括するNPOを設立、企業・教員の指導者が共同で子どもたちを指導する仕組みを構築した。

指導者研修の内容

- 兼職兼業教員の地域クラブ、及び一般公募による地域クラブそれぞれに必要な研修を行った。
- 兼職兼業教員については、地域クラブとの服務の関係、兼職兼業のルールと手続き、在校等時間の縮減の必要性、及び地域クラブの責任等について解説した（全3回）。
- 一般公募分については伊丹市のガイドラインの解説、学校施設の使用や調整方法、各学校ごとのルールなどについて解説した（全2回）。

暴力・ハラスメント根絶に関する取組

- 指導者登録については登録票に暴力・ハラスメントの根絶について宣誓の署名をさせる仕組みとした。
- 登録地域クラブの代表者に対してヒアリングを実施し、暴力・ハラスメントの根絶に関係者に徹底させるよう要請した。
- 地域クラブ活動のガイドラインに暴力・ハラスメントの禁止事項を明記し、関係者へ周知した。

平日・休日の一貫指導に関する取組

- 指導者と生徒、保護者の連絡を一元化するアプリに必要に応じて顧問が参加できるようにして、平日・休日間の活動の情報を共有できるようにした。
- 平日・休日の活動計画を共有し、生徒の心身の健康や学習との両立に配慮しながら、過度な活動負担とならないよう活動日数や活動時間の調整に努めた。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- 伊丹市スポーツ協会各種目団体等と連携し、指導者の継続的な確保を図った。
- 大学・企業等の連携を進めた。

今後の取組における課題

- 今回の連携事例の他種目への横展開。
- スポーツ・文化分野に限らず、地域団体やNPO法人、民間事業者等との連携を進め、多様な活動機会の確保につなげる必要がある。
- 関係団体との連携を活用しながら、平日・休日それぞれの活動を支える指導者を継続的に確保する仕組みづくりが必要である。

取組の成果

- 各種目協会（バスケットボール、なぎなた）関係者から、民間の指導者を確保することができた。
- 大学・企業等との連携協定を締結した。

課題への対応方針

- 中学校を使用して実施する登録地域クラブの創設を各種目協会や企業、大学等に呼び掛ける。
- 関係団体との連携協力体制を継続し、地域クラブ活動への参画を促進する。

体育・スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、企業等との連携

- 令和8年10月から開始した地域クラブの公募については多様な関係団体から登録の申請があった。
  例）伊丹市軟式少年野球連盟、伊丹水泳協会、伊丹卓球協会、伊丹ソフトボール協会、伊丹市バスケットボール協会、伊丹市なぎなた協会
- 住友電気工業株式会社より地域クラブ創設の申し出を受理した。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

生徒の安全保険の加入費用を支援することで、活動中に発生するケガ等に備えるとともに保護者負担の軽減を図る。また、就学援助世帯等への月会費支援を整備した。

取組の成果

保護者の経済的負担軽減につながり、地域クラブ活動へ参加しやすい環境整備を進めることができた。保険加入費用の支援により、活動中の事故やけがに対する補償体制を整備し、生徒が安心して活動に参加できる環境を確保することができた。

地域クラブに係る経費

■イニシャルコストの分析
（発生していない）

■ランニングコストの分析
1,831千円（①）
（内訳）
・地域クラブへの委託料（5団体・8活動、謝金・保険料等）

持続的な運営に必要な受益者負担額の試算

今回の実証事業への参加生徒は181名（②）であるため、持続的な運営に必要な受益者負担額は年あたり1万円程度（①÷②）と推定されるが、休日のみの実施であること、通年にわたって実施していないことなどを考慮する必要がある。

収支バランス

学校部活動は令和8年度の本格移行まで継続する方針であり、部活動に所属する家庭との負担均衡の観点から受益者負担金は徴収せず、収入は全額国庫委託金と、本市一般財源としている。

今後の取組における課題

- 平日の地域クラブ活動を開始した時に、望ましい会費水準の調査研究。
- 家庭の経済状況によって地域クラブ活動への参加機会に差が生じないよう支援のあり方を検討する必要がある。

課題への対応方針

- 国や都道府県、周辺市の動向を見ながら、経済的弱者への支援に必要な制度設計を開始し、予算措置を検討する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

- 学校の施設・設備・備品等の利用ルールの設定として、学校との協議にもとづき、「伊丹市学校施設使用マニュアル」を作成した。
- 優先利用や使用料減免等の仕組みの検討・実施については、地域クラブ活動を学校施設開放事業の一環として位置づけた。
- 学校行事や学校部活動との調整を行い、地域クラブ活動に必要な活動場所の確保を図った。

今後の取組における課題

- 地域クラブによる使用が令和8年度より開始するため、どの備品が地域クラブに使用されるかについて学校と情報共有が必要。
- 学校施設開放事業は地域の学校施設開放運営委員会によって運営されている。委員会の役員はボランティアであることから、事務処理等の負担軽減の仕組みが必要。

取組の成果

- マニュアルの策定にあたっては学校生活にも影響があることから教職員の意見を反映することで、学校・地域クラブ双方が共存できる仕組み作りを進めることができた。
- 学校施設開放事業の位置づけにより、地域クラブは使用料及び実費弁償金を免除することとした。
- 学校施設の利用ルールを明確化したことで、地域クラブが安定的に活動場所を確保できる環境整備を進めることができた。

課題への対応方針

- 地域クラブより学校備品使用申請書を提出させ、中間支援団体、市教委の意見付与を経て、学校長が使用許可の判定を行う仕組みを構築する。
- 学校施設開放事業に必要な事務処理を一括して行う登録地域クラブの共同体の設立の可能性について検討する。
- 学校施設の利用状況を検証し、地域クラブ活動の実施に適した運用方法について継続的に見直しを行う。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

学校施設利用上の負担軽減に向けた取組

- 休日における地域クラブの校舎棟利用において、これまで管理職の出務を要していたところ、職員室等管理エリアと、特別教室棟等活動エリアのセキュリティシステムの分離により、出務の必要がなくなるよう必要な研究を行った。
- 放課後に自転車を利用して移動する生徒が増加することが見込まれることから、学校との協議により駐輪スペース及び自転車動線を改めて定義、駐輪場管理や安全管理に係る負担を軽減するための研究を行った。

（上記2項目については必要な予算措置を行い、各学校における工事実現に向けて設計作業に着手）

用具使用・管理等における取組

- 「伊丹市学校施設使用マニュアル」の制定により、学校と地域クラブの間で備品使用に関するルールを整備。
- 地域クラブが学校へ学校備品利用申請を提出し、学校長が許可する形で地域クラブは学校備品の利用が可能。但し、学校生活への影響を最小限とすること、各学校間で取扱に大きなばらつきが生じないよう、学校長の許可の前に市教委・中間支援団体が使用申請について一定のスクリーニングを行った。
- 備品の使用前及び使用後については、地域クラブで点検を行うこととし、破損等があり安全性が確保できないときは使用を中止するよう定めた。また、備品の破損・紛失が発生した場合の報告及び対応手順を整理し、学校、市教育委員会及び地域クラブが速やかに情報共有できる体制を構築するとともに、適切な原因確認及び再発防止に向けた対応を行う仕組みを整備した。

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　ク：その他の取組

取組事項

令和8年度中の完全移行に向けて、多様で安全な地域クラブの確保が急務となっている。そのため、令和7年度は市でガイドラインを改定し、学校施設を使用する地域クラブの要件化をするとともに、子どもや保護者理解の醸成に取組んだ。継続的な地域クラブの募集の継続により、多様な種目について地域クラブをリスト化し公表した。今後は地域クラブ創設に意欲的な団体等への伴走支援を強化するとともに、中間支援団体の育成に努める。

地域クラブの要件化とガイドラインの制定

2種類の地域クラブを定義し、それぞれに求める要件と市の支援のあり方についてガイドラインに規定し公表した。

国のガイドラインを満たす団体を「登録地域クラブ」とした他、今後登録が見込まれる団体等を「届出地域クラブ」とし、団体独自のノウハウを尊重しながら、多様な活動を確保した。

地域クラブ確保に係る多様な経路

地域クラブを広く継続的に募るとともに、ガイドラインの遵守事項・留意事項にもとづき団体を審査し、多様で安全な地域クラブを確保した。

兼職兼業のルールを整備するとともに、活動を希望する教員に広く参加を呼び掛けた。また、公共施設の指定管理者に協力を呼び掛け、市教委が地域クラブとして広報した。

子ども・保護者理解の醸成

すべての中学校において保護者説明会を開催し、保護者の意見を聴取するとともに、いただいた質問については市HPで回答を掲載した。

また、市HPで地域クラブのリストを掲載するとともに、小6・中1生を対象に「地域クラブニュース」を発行し、家庭で自分の「やりたい」ことを話し合うように呼び掛けた。

取組の成果

継続的な地域クラブの募集により、86の届出地域クラブ、59の登録地域クラブを確保した。現在3回目の保護者説明会を実施中。

今後の取組における課題

地域クラブに取組む人材・団体、そしてこれらを統括しマネジメントする中間支援団体の育成が必要である。同時に中間支援団体には保護者の相談を受け付ける機能が期待される。

課題への対応方針

地域クラブ創設に取組む人材・団体の伴走支援を強化する。また、営利使用をはじめとする学校施設・備品に係るルールを整理するとともに、確保した多様な地域クラブをマネジメントする中間支援団体の育成を行う。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

- 原則令和8年度中に、平日・休日同時に学校部活動を地域クラブ活動に移行する基本方針を定め、学校説明会の開催等により保護者理解の醸成を図った。
- 市のガイドラインを改定し、学校施設を使用して活動する登録地域クラブの要件化を行った。また、募集を行い、届出地域クラブともにリスト化し、令和7年12月に生徒・保護者へ市HPで周知した。
- 協議会において関係者から様々な意見を聴取した。
- 継続的な地域クラブの募集により、86の届出地域クラブ、59の登録地域クラブを確保した。
- 兼職兼業の教員、民間双方から指導者を確保することができた。
- 保険料の保護者負担を軽減した他、休日の学校施設の利用について、セキュリティライン等を考慮し、動線を確認した

●成果の評価

- 現在、全中学校において3巡目の保護者説明会を実施するとともに、SNSによる対話型の質問を受け付ける等の取組により保護者理解の醸成を進めている。
- 登録地域クラブについてはダンス等、これまで部活動にない種目の団体を確保できた。ただし、従前、部活動にある種目の中には団体を確保できていないものもある。
- 協議会でいただいた意見の中で特に中学校施設を利用した地域クラブに注力すべきという意見があり、登録地域クラブについて一定の規模を確保できた。
- 実証事業において指導者の確保、種目別検討会による議論により、兼職兼業の教員と種目協会の協力が得られ、地域クラブの確保につながった。
- 今後の予算確保に向け早期にセキュリティシステムの分離に関する研究を完了させた。
- 備品等の取扱についてマニュアルを整備した。

●今後に向けて

- 令和8年度の完全移行に向け、体制整備を進める。
- 部活動にある種目で団体を確保できていないものについて、引き続き募集を継続する他、変化する生徒ニーズに合わせた団体募集を実施できるよう、子どもたちへの意向を汲み取る取組を行う。
- 確保した地域クラブに対して継続的な研修を行い、法令遵守を浸透させる。
- 学校施設のセキュリティシステム分離に係る予算措置を行い、安全確保と教職員負担軽減につなげる。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

参考資料

住友電気工業株式会社との連携協定

住友電工が中学生の陸上競技部活動を支援　兵庫・伊丹市教委と連携

2025年12月19日 10時45分

小池淳



連携協定書を交わした住友電気工業伊丹製作所の原田敬三所長（右）と伊丹市教委の太田洋子教育長＝2025年12月18日、兵庫県伊丹市役所、小池淳撮影

来年度に本格化する中学校部活動の地域移行に向けて、住友電気工業の伊丹製作所が兵庫県伊丹市教育委員会と連携協定を結んだ。トップアスリートを抱える同社陸上競技部の元選手らが市内の地域クラブを指導する。

18日に伊丹製作所の原田敬三所長が市役所を訪れ、伊丹市教委の太田洋子教育長と協定書を交わした。

令和8年12月19日　朝日新聞

神戸新聞NEXT

伊丹市教委、住友電工と協定　陸上競技部が生徒指導 OB・OGらが協力

2026/1/7 05:30

阪神 ひょうごブカツ→@地域



陸上競技指導について協定を結んだ住友電工伊丹製作所の原田敬三所長（右）と伊丹市の太田洋子教育長＝伊丹市千僧1

令和8年1月7日　神戸新聞

学校法人 大阪音楽大学との連携協定



兵庫 伊丹市 中学校の部活動の地域展開 音楽大学と連携協定

2025年11月26日午後4時50分

シェアする

中学校の部活動を地域のスポーツクラブなどに移行する「部活動の地域展開」が全国で進む中、兵庫県の伊丹市教育委員会は吹奏楽などの指導者を確保しようと、近隣の音楽大学と連携協定を結びました。

伊丹市教育委員会が協定を結んだのは隣接する大阪・豊中市にある「大阪音楽大学」です。

令和7年11月26日　NHKニュース

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
基本方針の策定	子どもへのニーズ調査 保護者理解の醸成	ガイドラインの策定 地域クラブの募集	学校施設等のルール整備 中間支援団体の育成	平日を含め地域クラブ活動へ本格移行	全ての部活動が終了

●ステークホルダー

市教委・生徒・保護者

●経過

令和8年度に全ての部活動を移行する基本方針を策定し、子どものニーズ調査の上、全小・中学校で保護者説明会を開催した。

●実施にあたって生じた課題

学校部活動が今後、維持することが難しいことをわかりやすく、子どもや保護者へ伝えること。

●実施内容、工夫した点 等

従来の学校部活動にとらわれない、スポーツ・文化芸術活動へのニーズの把握。わかりやすい資料や市ホームページの作成。

●ステークホルダー

市教委・地域クラブ

●経過

市のガイドラインを策定し、地域クラブを募集した。種目別検討会により地域クラブ創設の検討を進めた。地域クラブをリスト化し市ホームページで公表した。

●実施にあたって生じた課題

早期に多様な地域クラブを確保するため、地域クラブに「登録」と「届出」を設け、必要要件に強弱を設けたこと。

●実施内容、工夫した点 等

公共施設の指定管理者等へ協力を求め、中学生対象の教室・講座事業を拡大した上で地域クラブとして市教委で広報した。

●ステークホルダー

地域クラブ・中間支援団体

●経過

確保した多様な地域クラブを管理する中間支援を確保し、安全で子ども達のニーズに合わせたスポーツ・文化芸術活動の体制を整備する。

●実施にあたっての課題

中間支援団体の確保、持続可能な学校施設利用に係るルール整備と実効性の担保。

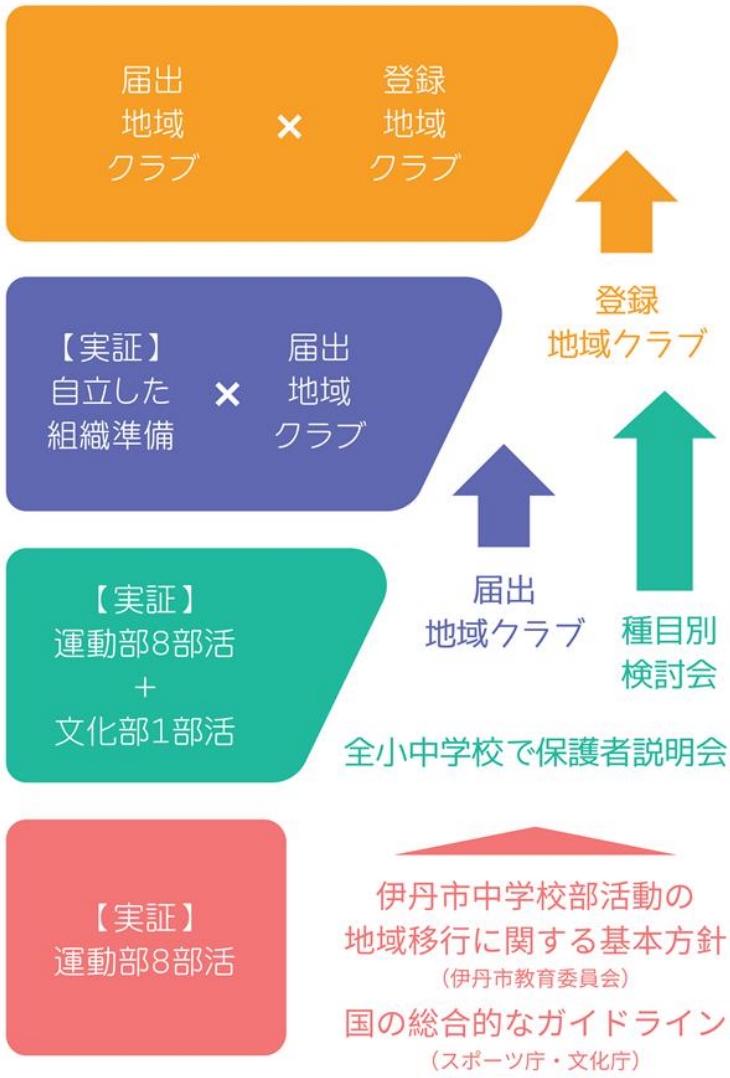
●実施内容　等

学校において部活動から地域クラブに円滑な移行が行われるよう、研修会を通じて地域クラブと対話を継続、また、学校と連携した活動の周知を行う。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ



R8 平日・休日同時に地域クラブへ移行

- 運動部は夏頃、文化部は秋頃、3年生の引退後に地域クラブへ移行
- 中学校施設を利用した「登録地域クラブ」の活動開始

R7 参入条件の整備と自立した組織運営

- 検討会を踏まえ「登録地域クラブ」募集
- 実証対象を組織化、運営を委託
- 保護者・運営者双方の利便向上に資するICTツールの実証

R6 保護者理解と地域資源のリスト化

- 全小・中学校において保護者より意見聴取、子どもたちのニーズ調査を実施
- 中学校施設を使用しない既存の団体を「届出地域クラブ」としてリスト化し周知

R5 実証事業の開始と基本方針の策定

- 「伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会」において関係者より意見聴取
- 実証事業のアンケートや学校現場の意見を踏まえ、基本方針を策定